

令和6年5月22日
東日本高速道路株式会社

競争参加資格停止措置について

1. 競争参加資格停止措置業者名及び住所ならびに措置期間、措置対象地域

株式会社大萩造園 神奈川県相模原市中央区富士見6-15-19

令和6年5月22日～令和6年6月21日（1ヶ月）

地域3（関東支社が所掌する区域）

において東日本高速道路株式会社の機関の所掌に係る工事等の発注

2. 事実概要

有資格者である(株)大萩造園は、当該有資格者の資材置場内において、当該有資格者の業務に関し、法定除外の事由がないにも関わらず、産業廃棄物である木くず約94キログラムを焼却したとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律違反により、令和5年11月21日、小田原簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

3. 競争参加資格停止措置理由

上記（2. 事実概要）のことは、「競争参加資格停止等事務処理要領（平成18年8月7日東高契第269号）」別表第2第12号に該当する。

競争参加資格停止等事務処理要領 別表第2

措置要件	地域及び期間
(不正又は不誠実な行為) 12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	全地域又は発生地域について当該認定をした日から1月以上9月以内

○問合せ先：東日本高速道路株式会社 総務・経理本部 経理財務部 調達企画課

以上